

# 中国における「重大な特許権侵害紛争」の行政裁決弁法と行政 摘要事例

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

中国における知的財産権侵害紛争の解決に向けて権利者が採り得る主な法的手段としては、大きく分けて、「裁判所における侵害訴訟」（司法ルート）と「行政機関による行政処理」（行政ルート）がある。このように、権利侵害紛争の解決手段として「司法ルート」と「行政ルート」の2つが認められていることを「双軌制」という。これに対し、日本法では、知的財産権侵害紛争の解決手段としての行政機関への行政処理申立という制度は採られていない。中国において行政機関への行政処理申立という制度が採られていることは、中国知的財産法の最大の特徴であるといえる。近時、中国では、「行政ルート」に関する法制度が整備され、実際にも「行政ルート」の利用件数の方が多くなっている。その理由としては、「行政ルート」は、「司法ルート」と比べて、一般的に、時間と訴訟費用のコストが低いという特徴があること等が挙げられる<sup>2</sup>。国家知的財産権局は、過去の多くの「行政ルート」の処理事案の中から、とくに参考価値の高いものを「指導案例」として選び出し、2020年12月14日には「第1回知的財産権行政法執行指導案例」<sup>3</sup>で5件の事案を、また、2022年3月29日には「第2回知的財産権行政法執行指導案例」<sup>4</sup>で3件の事案を公表している。これらの指導案例は、知的財産権保護業務を全面的に強化し、事件処理のレベルを高めるため、国家知的財産権局が各地方政府の知的財産権局に向けて通知するものであり、日本企業・日系企業にとっても大いに参考になる。

ところで、中国の特許法70条1項には、「国务院特許行政部門は、特許権者又は利害関係人の申立により、全国的に重大な影響を与える特許侵害紛争を処理することができる。」と規定されている。言い換えると、中国の特許権侵害紛争事案の中には、通常の紛争のほかに、

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 「行政機関による行政処理」（行政ルート）を利用する際の手続や留意点等の詳細については、遠藤誠著『中国の特許権侵害紛争における行政処理の利用マニュアル』（日本機械輸出組合、2021年）を参照されたい。

<https://www.jmcti.org/publication/select2.php?3?id=1050>

<sup>3</sup> [http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-12/16/content\\_5569961.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-12/16/content_5569961.htm)

<sup>4</sup> [http://www.cnipa.gov.cn/art/2022/3/31/art\\_546\\_174339.html](http://www.cnipa.gov.cn/art/2022/3/31/art_546_174339.html)

「重大な特許権侵害紛争」があるといえる。後者は、重大な公共利益に関わる紛争や、複数の省を跨ぐ紛争等を指す。通常の紛争の場合は、地方の知的財産権局により処理されるが、上記のような「重大な特許権侵害紛争」の場合は、国家知的財産権局により処理される。「重大な特許権侵害紛争」における行政処理については、国家知的財産権局が、「重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法」を、2021年5月26日に公布し、2021年6月1日から施行している。そこで、本稿では、この「重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法」の内容等について解説する（合わせて、本稿の最後に、本弁法の全文和訳を掲載する）。また、最近、国家知的財産権局は、初めて、「重大な特許権侵害紛争」の具体的紛争事案を公表したことから、当該事案の内容等についても紹介することとした。

## II 国家知的財産権局による「重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法」等の公布

### 1 「重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法」の内容

国家知的財産権局は、2021年5月26日、「重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法」（以下「本弁法」という）を公布した（施行日は2021年6月1日）<sup>5</sup>。また、同年5月27日には、「重大な特許権侵害紛争の行政裁決の受理事項及び申立書等の書式が公開された<sup>6</sup>。

本弁法は、2021年6月1日から施行されている改正特許法70条1項<sup>7</sup>に合わせて制定されたものであり、重大な特許権侵害紛争をいわゆる「行政ルート」により処理することを円滑的に行うためのものである。本弁法は全27条から構成される。

以下、本弁法における主なポイントを紹介する。

#### （1）適用範囲及び担当部門

本弁法は、国家知的財産権局が特許法70条1項における「全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争」（「重大な特許権侵害紛争」と同じ）を処理することについて、適用される（2条）。

重大な特許権侵害紛争には、以下のものが含まれる（3条）。

- ① 重大な公共利益に関わる紛争。
- ② 業界の発展に深刻な影響がある紛争。
- ③ 省級（省・自治区・直轄市）行政区を跨ぐ重大な事件。
- ④ その他の重大な影響を及ぼす可能性のある特許権侵害紛争。

一般的な特許権侵害紛争事件は、地方の知的財産権局により処理されるが、上記のような

<sup>5</sup> [https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art\\_74\\_159727.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art_74_159727.html)

<sup>6</sup> [https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art\\_74\\_159726.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art_74_159726.html)

<sup>7</sup> 国務院特許行政部門（国家知的財産権局）は、特許権者又は利害関係人の申請に応じて、全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争を処理することができる。

重大な特許権侵害紛争事件は国家知的財産権局により処理される。特許法及び本弁法は、特許権侵害紛争事件に係る国と地方の対応分担範囲を明確にすることで、特許侵害紛争事件の処理の効率化を図ろうとしている。

なお、本弁法 6 条 3 項によると、重大な特許権侵害紛争ではない申立については、国家知的財産権局は、これを立件せず、管轄権がある地方の特許業務管理部門に申し立てができるなどを申立人に通知する。

## (2) 受理条件及び手続等

重大な特許権侵害紛争に対する行政裁決を申し立てるための条件は、以下の 4 つである(4 条)。

- ① 申立人が特許権者又は利害関係人であること。
- ② 明確な被申立人がいること。
- ③ 明確な申立事項及び具体的な事実又は理由があること。
- ④ 人民法院が当該特許権侵害紛争について立件していないこと。

国家知的財産権局は、行政裁決の申立書を受け取った日から 5 営業日以内に、立件するか否の結果を申請人に通知する必要があり、また、立件すると同時に、3 名又は 3 名以上(奇数)の事件処理人員を指名して合議体を結成し、事件の処理を行う。事件が特に複雑な場合、又は他の特殊な状況がある場合は、立件期間を 5 営業日延長することができる(6 条)。

国家知的財産権局は、立件日から 5 営業日以内に申請書及びその添付書類の副本を被申請人に発送する。被申請人は、それらを受領した日から 15 日以内に答弁書を提出しなければならない。被申立人が期間を過ぎても答弁書を提出しなかった場合であっても、事件の処理には影響を及ぼさない(10 条)。

国家知的財産権局は特許権侵害紛争を処理する際に、立件日から 3 か月以内に処理決定を下さなければならない。事件が複雑又はその他の事由により、所定の期間内に処理決定を下すことができなかった場合、期限を 1 か月延長することができる(22 条)。

当事者は行政裁決に不服がある場合、行政裁決書を受け取った日から 15 日以内に、人民法院に提訴することができる。被申立人が期限満了後も提訴せず且つ侵害行為を停止しない場合、国家知的財産権局は、人民法院に対し、強制執行を請求することができる(23 条)。

## (3) 事件処理人員の職権と技術調査官の関与

調査又は検査における職権の範囲は、以下のとおりである(13 条)。

- ① 関係当事者及びその他の関連する組織と個人に対する尋問、被疑侵害行為に関連する情報の調査。
- ② 当事者の被疑侵害行為の場所に対する現場検査の実施。
- ③ 被疑侵害行為に関連する製品の検査。

当事者及び関係者は、調査又は検査に対して支援、協力し、拒絶、妨害してはならない。業務の必要性と実際の状況に応じて、国家知的財産権局は、関連事件の調査を地方の特許行政部門に委託することができる。

国家知的財産権局は、技術調査官を指名して、事件の処理に参加させ、技術調査意見を提出させることができる。技術調査意見は、合議体が技術事実を認定するための参考とすることができます（15条）。なお、技術調査官制度に関する規定としては、2021年5月10日に公布された「特許、集積回路配置図面設計の権利侵害紛争の行政裁決事件処理への技術調査官の参加に関する若干規定（暫定）」がある。

## 2 日本企業・日系企業にとっての本弁法の重要性

従来、「行政ルート」は地方の知的財産権局が担ってきたわけであるが、改正特許法70条1項により、国家レベルの国家知的財産権局は、特許権者又は利害関係人の申請に応じて、全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争を処理することができることとなった。本弁法はその具体的な手続等を規定するものである。

日本企業・日系企業は、中国で有する特許権が第三者に侵害された場合、今後は、「司法ルート」だけでなく、「行政ルート」を通じて解決を図ることが多くなると予想される。そして、重大な公共利益に関わる紛争や、複数の省を跨ぐ紛争等においては、本弁法に基づき、行政摘要を積極的に活用していくことが重要である。そのためには、本弁法の定める「重大な特許権侵害紛争」の要件や手続等をよく検討しておく必要がある。

## III ベーリンガーインゲルハイム社と広東東陽光薬業有限公司等の紛争事件

本件は、国家知的財産権局が初めて公表した、「重大な特許権侵害紛争」における行政ルートの紛争事件である。以下、本紛争事件の事実関係、申立人・被申立人の主張、国家知的財産権局の意見及び裁決について、紹介する。

### 1 書誌的事項

行政機関：国家知的財産権局

事件番号：国知保裁字[2021]1号・2号

申立人：ベーリンガーインゲルハイム社

被申立人：広東東陽光薬業有限公司、宜昌東陽光長江薬業股份有限公司

裁定日：2022年7月27日

### 2 事業の概要

### (1) 事実関係

申立人であるドイツのベーリンガーインゲルハイム社は、国家知的財産権局に対し、広東東陽光薬業有限公司を被申立人として、重大な特許権侵害紛争についての行政処理を申し立てた。本件の対象特許はベーリンガーインゲルハイム社が保有する発明特許 ZL 2015102999950.X (8-[3-アミノ-ピペリジン-1-イル]-キサンチン、その製造方法及び医薬品としての使用) である。

国家知的財産権局は、特許法 70 条 1 項に基づき、2021 年 11 月 5 日付で行政処理の申立を受理した。

2021 年 12 月 10 日、被申立人は、本件特許に関する無効審判の結果を待つ必要があるとの理由により、本件行政処理手続の中止を申し立てた。2022 年 5 月 18 日、本件行政処理の裁決が延期され、再開されたが、被申立人は、またも、本件特許に関する別の無効審判の結果を待つ必要があるとの理由により、本件行政処理手続の中止を申し立てた。

審判官は、その申立を却下し、2022 年 6 月 22 日、2 つの案件（国知保裁字[2021]1 号・2 号）を合併審理することを決定した。

### (2) 申立人の主張

申立人の主張は、次のとおりである。

- ①申立人は、本件特許の特許権者であり、現時点で当該特許権は有効である。
- ②本件特許の特許請求の範囲（クレーム）には、リナグリップチンという化合物とそれに関する組成物が含まれ、また、当該化合物と組成物は主に DPP-IV 関連疾患（特に 2 型糖尿病）の治療に使用されることが記載されている。
- ③被申立人は、国家薬品監督管理局にリナグリップチン錠剤の販売許可を申請し、2020 年 7 月 8 日に許可された。2021 年 4 月以降、複数の省の医薬品売買プラットフォームで被疑侵害製品の販売申出を掲載し、複数の省の医療機関に被疑侵害製品を販売した。
- ④被疑侵害製品は、当該特許の請求項に含まれる。

申立人は、以上のことを根拠に、本件特許権を侵害するリナグリップチン錠剤製品の中国国内での生産・販売・販売申出等の侵害行為の停止、並びに、複数の地区でのインターネットによる販売申出行為の停止を要求した。

### (3) 被申立人の主張

被申立人の主張は、次のとおりである。

- ①特許番号 ZL03819760.X に関する特許紛争に関し、申立人は、既に、上海市知的財産権法院に提訴していた。重大な特許権侵害紛争の行政裁判を申し立てるには、「両当事者とも人民法院に訴訟を提起していない」という要件が規定されているところ、本件は、当該要

件を満たしていない。

②被申立人の医薬品売買プラットフォームにおける被疑侵害製品の販売申出行為は、特許法が認めている侵害行為の例外に属し、特許権の侵害にはあたらない。

#### (4) 国家知的財産権局の意見

国家知的財産権局は、まず、申立人は本件特許の特許権者であり、特許権は現時点において有効であり、その権利は法律によって保護されるべきであると判断した。その上で、本件の争点は、①申立人による行政処理申立は、重大な特許権侵害紛争の行政処理申立の要件を満たすか否か、②行政処理手続を再度中止する必要があるか否か、③被疑侵害製品は本件特許の特許請求の範囲に含まれるか否か、④被申立人の本件特許権を侵害するジェネリック錠剤製品の中国国内での生産・販売・販売申出等の行為は権利侵害に該当するか否か、の4点であるとした。

##### (a) 争点1：申立人による行政処理申立は、重大な特許権侵害紛争の行政処理申立の要件を満たすか否かについて

申立人が上海市知的財産権法院に提訴した訴訟事件の対象特許は ZL03819760.X 号特許であるのに対し、本件特許は ZL20110299950.3 号特許である。両特許は親子関係にあるが、両特許の権利範囲は異なる。また、両事件の証拠、事実、訴訟原因も異なるため、両事件は同一の特許権侵害紛争であるとはいえない。さらに、被申立人の複数の省の医薬品売買プラットフォームにおいて被疑侵害製品の販売申出を掲載し、複数の省の医療機関に被疑侵害製品を販売した行為は、「重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法」の3条及び4条の規定に該当する。

##### (b) 争点2：行政処理手続を再度中止する必要があるか否かについて

本件は行政処理手続であるが、「最高人民法院による特許紛争事件審理に関する法律適用規定」の11条、即ち、「人民法院は、受理した発明特許権侵害に関する紛争事件において、被告が答弁期間内に特許権の無効を申し立てた場合、裁判手続を中止しないことができる。」という規定を参照することができる。また、本件では、被申立人は、既に一度、特許無効審判を申し立てており、無効審判の審理が終了した後も、本件特許権は有効であった。特許権侵害紛争の行政処理手続の公平性・効率性を考慮すると、本件の審理を中止しないこととする。

##### (c) 争点3：被疑侵害製品は本件特許の特許請求の範囲に含まれるか否かについて

特許法によると、被疑侵害製品が特許請求の範囲の全ての構成要件に合致し、又は均等侵害の要件を満たす場合、特許権侵害が成立する。本件では、被疑侵害製品の医薬品明細書には、薬品の一般名がリナグリップチン錠であり、主成分がリナグリップチンであり、分子式は C25H28N8O2 であり、主に2型糖尿病の治療に使用されることが記載されている。

ある化合物の親核と親核上の置換基の両方が請求項の選択要素に含まれる限り、その化

合物は請求項の保護範囲に含まれると考えられる。被疑侵害製品は、特許請求の範囲に記載される化合物の種類に該当し、適応症は特許請求の範囲に規定された 2 型糖尿病であり、特許請求の範囲に規定された全ての技術的特徴を含むことが明らかであるので、被疑侵害製品は特許請求の範囲に属すると認められるべきである。

(d) 争点 4：被申立人の本件特許権を侵害するジェネリック錠剤製品の中国国内での生産・販売・販売申出等の行為は権利侵害に該当するか否かについて

被疑侵害製品は、既に、上海、広東、江西等の地区的医療機関により購入された。被申立人は、特許権者の許諾なく、被疑侵害製品を製造・販売したと判断できる。また、被申立人は、複数の省の医薬品売買プラットフォームにおいて、被疑侵害製品の販売申出を掲載する行為により、被疑侵害製品を各省の医療機関に販売する明確な意思表示があり、これは被疑侵害製品の販売申出行為に該当する。

医薬品売買プラットフォームで被疑侵害製品の販売申出を掲載する行為が、特許法上の侵害行為の例外に属するか否かについてであるが、特許法 75 条 5 号は、「行政審査に対して、必要な情報を提供するために特許医薬品や特許医療機器を生産、使用、輸入する行為は、特許権の侵害とみなされない。」と規定している。当該規定は、「販売申出」については規定していない。また、被申立人の行為は、医薬品の販売価格の提示が主であり、行政審査に対する必要な医薬品の安全性や有効性に関する情報を提供していない。したがって、被申立人の行為は、特許法 75 条 5 号に該当しない。

### （5）裁決

以上の理由により、国家知的財産権局は、被申立人が特許権者の許諾無くリナグリップ錠を生産・販売・販売申出等する行為は、申立人の特許権を侵害すると判断した。そして、①被申立人は、本件特許権を侵害するリナグリップ錠剤製品の中国国内での生産・販売・販売申出等の侵害行為を停止せよ、②被申立人は、複数の省でのインターネットによる販売申出行為を停止せよ、との行政裁決を下した。

## IV おわりに

特許権侵害紛争における「行政ルート」は、特許権保護の重要な手段の一つとして、今後も重要性を増していくものと思われる。重大な公共利益に関わる特許権侵害紛争や、複数の省を跨ぐ特許権侵害紛争を含む「重大な特許権侵害紛争」については、地方の知的財産権局ではなく、国家知的財産権局により処理される。一般的に、国家知的財産権局は、地方の知的財産権局に比べて、専門性が高く、特許権侵害か否かの判断の信頼性も高いといえる。

以上のことから、国家知的財産権局が公布した「重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法」の重要性は今後も高まっていくものと思われ、日本企業・日系企業は本弁法の内容を十分に理解しておく必要がある。また、「ベーリンガーインゲルハイム社と広東東陽光薬業有限公

司等の紛争事件」は、国家知的財産権局による処理が、理論上のものではなく、実際に実現可能なものであることを示した点で意義があり、日本企業・日系企業にとっても大変参考になるものである。

今後も、日本企業・日系企業としては、中国の「重大な特許権侵害紛争」における行政処理の運用実務等の動向については、十分に注視していく必要があろう。

最後に、国家知的財産権局による「重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法」(2021年5月26日公布、同年6月1日施行)の全文和訳を掲載するので、参考にしていただきたい。

**「重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法」**  
**(国家知的財産権局 2021年5月26日公布、同年6月1日施行)**

**第1条** 党中央、国務院による知的財産権保護の全面的な強化に関する政策決定を誠実に徹底して実行し、公平な競争の市場秩序を切実に維持し、特許権者及び社会公衆の合法的権益を保障するため、『中華人民共和国特許法』(以下「特許法」という)及び関連法律・法規・規則に基づき、本弁法を制定する。

**第2条** 本弁法は、国家知的財産権局が特許法第70条第1項にいう全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争(以下「重大な特許権侵害紛争」という)の処理に適用される。

**第3条** 次に掲げるいずれかの状況がある場合、重大な特許権侵害紛争に該当する。

- (1) 重大な公共利益に関わる紛争。
- (2) 業界の発展に深刻な影響がある紛争。
- (3) 省級行政区を跨ぐ重大な事件。
- (4) その他の重大な影響を及ぼす可能性のある特許権侵害紛争。

**第4条** 重大な特許権侵害紛争に対する行政裁定を申し立てる場合、第3条に述べる状況に合致し、且つ次に掲げる条件を備えるものとする。

- (1) 申立人が特許権者又は利害関係人であること。
- (2) 明確な被申立人がいること。
- (3) 明確な申立事項及び具体的な事実又は理由があること。
- (4) 人民法院が当該特許権侵害紛争について立件していないこと。

**第5条** 重大な特許権侵害紛争に対する行政裁定を申し立てる場合、「特許行政法執行弁法」の関連規定に基づき、申立書及び関連証拠資料を提出するものとし、同時にまた、被申立人の所在地又は権利侵害行為地である省・自治区・直轄市の特許業務管理部門が発行した本弁

法第3条の状況に合致する証拠資料を提出するものとする。

**第6条** 申立が本弁法の第4条の規定に合致する場合、国家知的財産権局は、申立書を受理した日から5営業日以内に立件し、且つ申立人に通知すると同時に、3名又は3名以上の奇数の事件処理担当者を指名して合議体を結成し、事件の処理を行うものとする。事件が特に複雑な場合、又は他の特殊な状況がある場合、承認を経て、立件期間を5営業日延長することができる。

申立が本弁法第4条の規定に合致しない場合、国家知的財産権局は、申立書を受理した日から5営業日以内に、申立人に事件を立件しないことを通知し、且つ理由を説明するものとする。

重大な特許権侵害紛争に該当しない申立については、国家知的財産権局は事件を立件せず、且つ申立人に管轄権を有する地方の特許業務管理部門に処理を申し立てることができることを通知する。

**第7条** 省・自治区・直轄市の特許業務管理部門は、管轄区内の特許権侵害紛争の処理申立について、事件状況が重大な特許権侵害紛争に該当すると判断した場合、国家知的財産局に報告して行政裁決を行うことができる。

**第8条** 事件処理担当者は、国家知的財産権局が発行した事件処理証書を保有するものとする。

**第9条** 事件処理担当者は、次に掲げるいずれかの状況に該当する場合、自ら回避するものとする。

- (1) 当事者又はその代理人の近親者である場合。
- (2) 特許出願又は特許権に利害関係を有する場合。
- (3) 当事者又はその代理人との間に、事件処理の公平性に影響を及ぼす可能性のあるその他の関係を有する場合。

当事者はまた、事件処理担当者の回避を申し立てる権利を有する。当事者が回避を申し立てる場合、理由を説明するものとする。

事件処理担当者の回避は、事件処理に責任がある部門が決定するものとする。

**第10条** 国家知的財産権局は、立件日から5営業日以内に、被申立人に申立書及びその別紙の写しを交付し、それに対し受領日から15日以内に答弁書を提出するよう求め、且つ申立人の人数に応じて答弁書の写しを提供するよう求めるものとする。被申立人が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、事件の処理に影響を及ぼさない。

被申立人が答弁書を提出した場合、国家知的財産権局は、受領日から5営業日以内に答

弁書の写しを申立人に転送するものとする。

国家知的財産権局は、同一の特許権に対する侵害事件を合わせて処理することができる。

**第 11 条** 事件処理の過程において、申立人が被申立人の追加申立を提出する場合で、共同の被申立人の条件に合致するとき、国家知的財産権局は、追加を裁定し、且つ他の当事者に通知するものとし、共同被申立人の条件に合致しないが申立条件に合致する場合、追加申立を却下し、申立人に他の事件で申立を提出するよう通知するものとする。被申立人が他の当事者を被申立人として追加して提出する場合、申立人に通知するものとする。申立人が追加に同意する場合、追加の承認を裁定する。申立人が同意しない場合、他の当事者を第三者として追加することができる。被申立人又は第三者を追加する申立は、口頭審理前に提出するものとし、そうでない場合は支持しない。

**第 12 条** 当事者は、自己の提出した主張に対して証拠を提供する責任がある。当事者が客観的な原因により証拠を収集できない場合、初步証拠及び理由を提出し、国家知的財産権局に書面にて調査又は検査を申し立てることができる。事件の事実を明らかにする必要性に基づき、国家知的財産権局は、法により調査又は検査を行うこともできる。

調査・検査する際の事件処理担当者は 2 名を下回ってはならず、且つ当事者又は関係者に事件処理のための証書を提示するものとする。

**第 13 条** 調査又は検査する際の事件処理担当者は、次に掲げる職権を行使することができる。

- (1) 関係当事者及びその他の関係する単位及び個人に対する尋問、被疑特許権侵害行為に関連する状況を調査すること。
- (2) 当事者の被疑特許権侵害行為の場所に対する現場検査を実施すること。
- (3) 被疑特許権侵害行為に関連する製品の検査を行うこと。

調査又は検査する際、当事者又は関係者は支援・協力し、拒絶・妨害してはならない。

業務の必要性及び実際の状況に応じて、国家知的財産権局は、関連事件の調査業務を地方の特許業務管理部門に委託することができる。

**第 14 条** 特許権侵害紛争が複雑な技術問題に及び、検査鑑定を必要とする場合、国家知的財産権局は、当事者の申立により、関連単位に検査鑑定を委託することができる。当事者が検査鑑定を申し立てる場合、検査鑑定単位は、双方当事者が協議により決定することができ、協議の合意に至らなかった場合、国家知的財産権局が指定する。証拠調べ（中国語原文では「質証」）を経ていない検査鑑定意見書は、事件確定の根拠とされない。

当事者は鑑定費用について約定を有する場合、その約定に従う。約定がない場合、鑑定費用は鑑定を申し立てた方が先行して支払い、結審時に責任者が負担する。

第 15 条 国家知的財産権局は、技術調査官を指名して、事件の処理に参加させ、技術調査意見を提出させることができる。関連する技術調査意見は、合議体が技術事実を認定するための参考とすることができる。技術調査官の管理方法については、別途規定する。

第 16 条 国家知的財産権局は、事件状況の必要に応じて口頭審理を行うか否かを決定する。口頭審理を行う場合、口頭審理の少なくとも 5 営業日前までに、口頭審理の時間、場所を当事者に通知するものとする。当事者が正当な理由なく参加を拒否し、又は許可なく途中退出した場合、申立人に対しては申立を取り下げたものとして、被申立人に対しては欠席したものとして処理する。

第 17 条 次に掲げるいずれかの状況がある場合、当事者は事件処理の中止を申し立てることができ、国家知的財産権局も職権により事件処理の中止を決定することができる。

- (1) 被申立人が係争特許権の無効宣告を申し立て、且つ国家知的財産権局に受理された場合。
- (2) 一方当事者が死亡し、承継人が処理に参加するか否かの表明を待つ必要がある場合。
- (3) 一方当事者が民事行為能力を喪失し、法定代理人が確定されていない場合。
- (4) 一方当事者である法人又はその他の組織が終了し、権利義務の承継人が確定されていない場合。
- (5) 一方当事者が不可抗力による事由によって、審理に参加することができない場合。
- (6) 当該事件が、別の事件の審理結果を根拠としなければならず、別の事件がまだ結審していない場合。
- (7) 処理を中止しなければならない他の状況がある場合。

第 18 条 次に掲げるいずれかの状況がある場合、国家知的財産権局は、事件の処理を中止しないことができない。

- (1) 申立人が発行した検索報告書又は特許権評価報告書に、実用新案又は意匠権に特許権付与条件に合致しない欠陥が発見されていないこと。
- (2) 無効宣告手続において、当該実用新案権又は意匠権に対して有効性を維持する決定がなされた場合。
- (3) 当事者から提出した中止理由が明らかに成立しない場合。

第 19 条 次に掲げるいずれかの状況がある場合、国家知的財産権局は、事件を取り消すことができる。

- (1) 立件後、受理条件に合致していないことが発見された場合。
- (2) 申立人が、処理の申立を撤回した場合。

(3) 申立人が死亡もしくは抹消され、承継人がおらず、又は継承人が処理申立を放棄した場合。

(4) 被申立人が死亡もしくは抹消され、又は義務を負担すべき人がいない場合。

(5) その他、事件を取り消す必要のある状況がある場合。

**第 20 条 行政裁決期間において、関連特許権が国家知的財産権局に無効宣告された場合、事件処理を終了することができる。上述の権利無効宣告決定が、有効な行政判決により取り消されたことを証明する証拠がある場合、権利者は別途申立を提起することができる。**

**第 21 条 国家知的財産権局は、当事者を組織して調解を行うことができる。双方当事者が合意に達した場合、国家知的財産権局は調解書を作成し、公印を押し、且つ双方当事者は署名又は捺印する。調解が成立しなかった場合、遅滞なく行政裁決を下すものとする。**

**第 22 条 国家知的財産権局は特許権侵害紛争を処理する際に、立件した日から 3 ヶ月以内に結審するものとする。事件の複雑性又はその他の原因により、所定の期間内に結審することができなかつた場合、承認を経て、1 ヶ月間延長することができる。事件が特に複雑である、又はその他の特殊な状況があり、期間を延長してもなお事件が結審せず、承認を経て引き続き延期する場合、同時に合理的な延長期間を決定するものとする。**

事件の処理過程において、中止・公告・検査鑑定などの時間は、前項に示した事件処理期間に算入しない。申立の変更・共同被申立人・第三者の追加がある場合、事件処理期限は、申立の変更・共同被申立人・第三者の決定する日から新たに計算する。

**第 23 条 国家知的財産権局は行政裁定を下すにあたって、行政裁決書を制作し、公印を押すものとする。行政裁決が特許権侵害行為の成立を認定した場合、直ちに権利侵害行為の停止を命じ、且つ必要に応じて関連主管部門、地方人民政府の関連部門に権利侵害行為の停止に遅滞なく支援、協力するよう通知するものとする。当事者は不服がある場合、行政裁決書を受領した日から 15 日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づき、人民法院に提訴することができる。法律で規定される状況を除き、訴訟期間は、行政裁決の執行を停止しない。被申立人が期限満了後も提訴せず、又は権利侵害行為を停止しない場合、国家知的財産権局は、人民法院に対し強制執行を申し立てることができる。**

行政裁定が下された後、「政府情報の公開に関する条例」及び関連規定に基づき、社会に公開する。行政裁決の公開時は、商業秘密に関わる情報を削除するものとする。

**第 24 条 事件処理担当者及びその他の業務職員は、職権を濫用し、職務を怠り、私情にとらわれて不正を働き、又は事件処理の過程で知り得た商業上の秘密を漏洩するが、犯罪を構成しない場合、法により政務行政処分を与え、犯罪の疑いがある場合、司法機関に移送して**



処理する。

第 25 条 本弁法に定めがない場合、「特許行政法執行弁法」及び国家知的財産権局による特許権侵害紛争行政裁定の関連規定に基づき、執行する。

第 26 条 本弁法は、国家知的財産権局が解釈に責任を有する。

第 27 条 本弁法は、2021 年 6 月 1 日から施行する。

※ 初出：『特許ニュース No.15774』（経済産業調査会、2022 年、原題は「中国知財の最新動向 第 34 回 『重大な特許権侵害紛争』の行政裁決弁法と行政摘発事例」）。

※ 免責事項：本稿は、中国の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。